

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

【第2期】

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{平成29年4月 1日から} \\ \text{平成34年3月31日まで} \end{array} \right)$

大分県

目次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	
	(1) 現状	
	①生息環境	1
	②生息動向及び捕獲状況	2
	③被害及び被害防止状況	6
	(2) 管理の目標	
	①管理地域区分	6
	②管理目標	6
	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	
	①基本方針	7
	②管理体制の構築	7
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	
	(1) 捕獲計画	8
	(2) 個体数調整捕獲の具体的施策	
	①有害鳥獣捕獲体制の整備	8
	②被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進	8
	③狩猟における規制緩和	8
	④捕獲の担い手の育成	9
	⑤効率的な捕獲方法の普及	9
	(3) 捕獲数管理	9
7	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	9
8	その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項	
	(1) 集落ぐるみで実施する農林業被害対策	10
	(2) 獣肉利活用対策	10
	(3) モニタリング	10
	(4) 実施体制	
	①大分県鳥獣被害対策本部	10
	②大分県鳥獣被害現地対策本部	10
	③市町村鳥獣被害防止対策協議会	10
	④評価機関・諮問機関	10
	⑤関係県等との連携	10

1 計画策定の目的及び背景

本県では、近年、主に中山間地域においてイノシシによる農作物被害が深刻化している。これまで電気柵や金網柵を設置して集落や農地への侵入を防いだり、有害鳥獣捕獲により捕獲を強化してきたが、依然として被害が発生している状況である。

一方、獣肉として利用される等、地域資源として活用していく必要もある。

このため、イノシシについて、加害個体管理や被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、農林業被害の軽減を図ることを目的に、第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県下全域を対象とする。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

① 生息環境

1) 地形及び気候

本県は九州の北東部に位置し、瀬戸内海と豊後水道に面しており、中央構造線が県を横断し、火山地帯に属しているため、その地形は多様で山地が多く、盆地、リアス式海岸、少ない平野が散在する。

気候は、瀬戸内海気候区と東南部の南海型気候区に大別されるが、複雑な地形を反映して、地域ごとの変化が大きい。海岸部は年平均気温が17℃前後であるのに対し、内陸部では14℃前後である。年間平均降水量は1,644mm（S56～H22平均）であるが、海岸部と山間部とでは大きな差がある。

2) 植生状況

本県の森林面積は約45万haで、県土の72%を占める。山地の多くはスギやヒノキのほかクヌギの植栽が進められ、スギ・ヒノキは主として建築用材として、クヌギはシイタケ原木として利用されており、全国有数の林業県である。

祖母傾山系や久住山系には豊かな自然林が多く残されており、高標高域にブナやミズナラなどの貴重な落葉広葉樹林が残され、絶滅が危惧される稀少植物も多い。

低標高域にはシイやカシ、タブノキなどの常緑広葉樹が豊かな里山の主要な構成樹種として分布している。

3) 自然公園等指定状況

本県は、複雑な地形がおりなす、すぐれた自然景観に恵まれており、県土の約28%が自然公園に指定されている。また、県土の約10%が鳥獣保護区及び休猟区（特例休猟区を含む）に指定されている。

4) 土地利用状況

耕地面積は57千haで、県土の9%を占める。このうちイノシシの分布拡大や生息数増加の原因の一つと考えられている耕作放棄地面積は年々増加し、平成以降に急激に増加している。平成27年度には8,477haとなり、5年前から100ha増加した（表1）。

表1 耕作放棄地の推移 (単位: ha)

年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
面積	1,712	1,673	1,715	3,230	3,476	4,436	8,013	8,373	8,477

【資料：世界農林業センサス】

② 生息動向及び捕獲状況

1) イノシシの生態

通常は、母親と娘、子供を中心とした群れを形成する。オスは生後1年ほどはこの群れで生活し、性成熟後に単独で生活する。食性は、イモや根茎、タケノコ、ドングリなどの植物食が中心で、昆虫の幼虫やミミズ、カエル等の動物質も食べる雑食性である。

イノシシの多くが1歳から出産を開始し、1回の出産で平均4～5頭を産む。繁殖率が高く、捕獲圧により一時的に生息数が減少しても、多子出産と早い初産により急速に増加する能力を持っている。さらに、暖冬による幼齢個体の死亡率の減少、耕作放棄地や荒廃した里山等の増加に伴うエサ場、潜み場の増加などの環境条件に恵まれると繁殖率が高まる。

2) 生息分布及び生息動向

平成23年に実施したイノシシの生息状況（目撃・捕獲・被害発生・生息数の動向）についてのアンケート調査の結果、イノシシの生息分布区域は、市街地以外ほぼ全域であった（図1）。

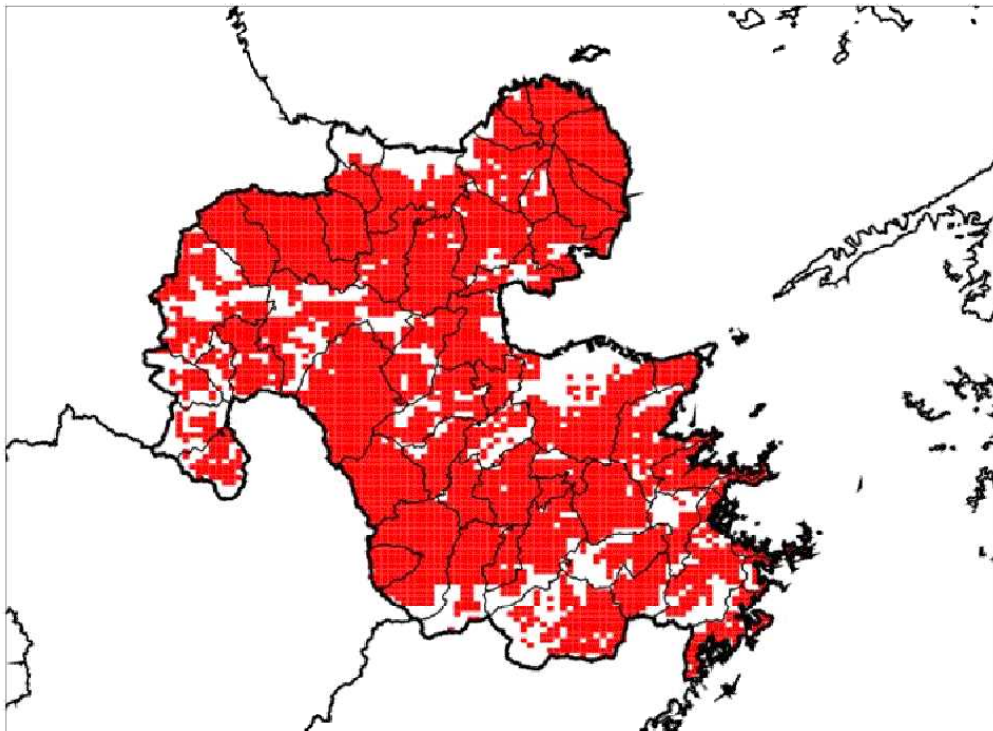


図1 平成23年度生息状況アンケート調査によるイノシシ生息地域

また、イノシシについては、生息密度や個体数を推定する実用的な方法は確立されていないため、生息数の把握は行われていないが、同アンケートの、『過去3年間のイノシシの生息数の動向』についての調査結果によると、「増加」が38%、「変化なし」が21%であった。一方、「減少」が41%あり、理由としては、「捕獲を強化したから」が51%を占めた（図2、表2）。

特に、銃猟だけでなく、箱わな等によるわな猟が普及したことにより、捕獲の強化を図ることができたという意見が多数見受けられた。

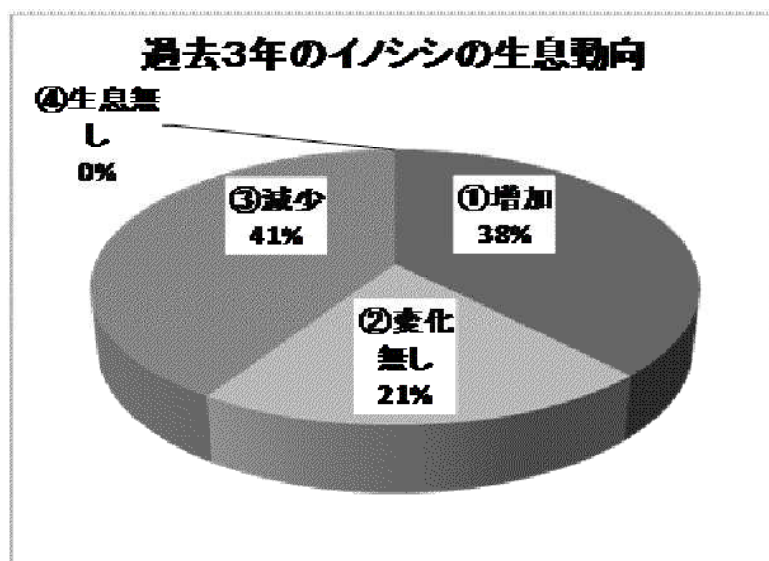


図2 『過去3年間のイノシシの生息数の動向』についての回答結果

※イノシシの生息状況についてのアンケートは、各市町村の有害鳥獣捕獲班の班長219名に対し実施し、154名から回答があったものを集計した。

表2 図2の回答（増加・減少）の理由

（単位：％）

減少と答えた理由

①捕獲を強化したから	51
④近年シカがかなり増加し、イノシシが追いやられたから	39
②潜み場となる耕作放棄地や藪を払ったから	3
③集落を防護柵で囲ったから	7

（単位：％）

増加と答えた理由

①耕作放棄地が増え、イノシシにとって集落周辺の生活環境が良くなったから	48
②狩猟従事者の減少	44
③周辺の集落が防護柵を設置したため、移動してきた	7
④生ゴミや廃棄農作物等の処理を適切にしないから	4

3) 捕獲状況

平成4年以降のイノシシによる農林業被害額と捕獲頭数の推移を図3に示す。

平成14年から狩猟期間を延長し、平成19年からは休猟区におけるイノシシの捕獲を認める特例休猟区制度を導入するなど、規制緩和を積極的に行ってきた。

さらに、平成21年からは捕獲報償金枠を拡大し、捕獲圧を強化してきた結果、捕獲頭数は順調に増加し、平成27年度には3万頭（平成元年の7,235頭と比較して4.5倍）に達した。

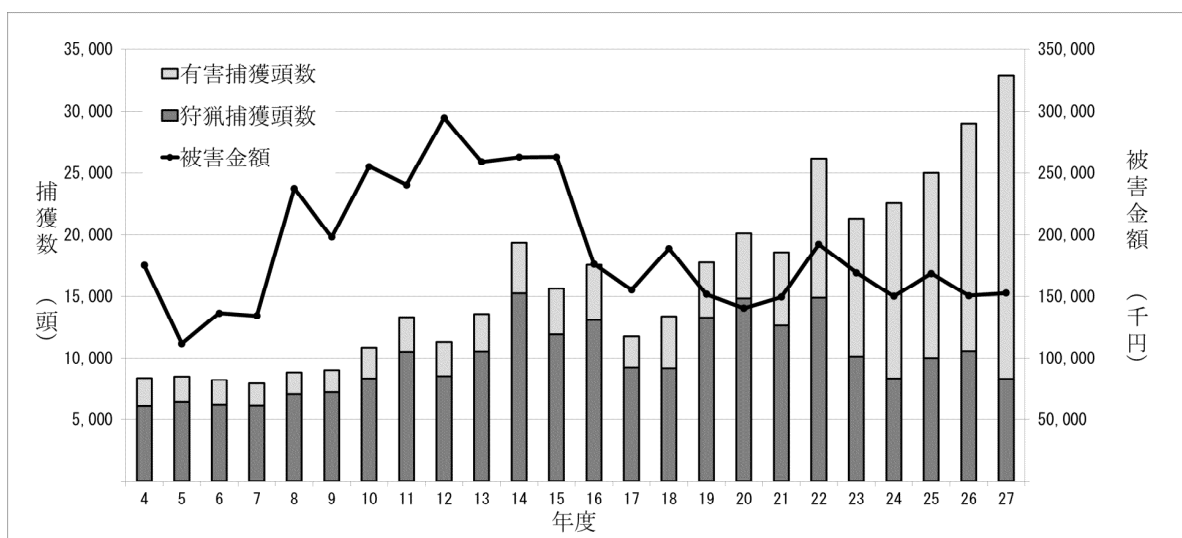


図3 イノシシによる農林業被害額及び捕獲頭数の推移

4) 狩猟者の動向

大分県の狩猟免許所持者数は図4に、年齢構成は図5に示すとおりで、狩猟免許所持者が最も多かった昭和51年度と比較すると、全体の免許所持者は約5割程度まで落ち込んでおり、第1種銃猟免許は約2割、第2種銃猟免許は約1割未満まで減少しているが、網・わな猟免許については約10倍にまで増加している。

県では、市町村や猟友会と連携し、捕獲の担い手を確保するため、初心者講習会や狩猟免許試験の回数を増やし、特にわな猟の免許取得を推進している。また、平成19年度の鳥獣保護管理法の改正による網・わな猟免許の分離により狩猟税が従来の半額となった。こうしたことを背景に、わな猟免許所持者は増加し、平成22年度には初めて、わな猟免許所持者数が銃猟免許所持者数を上回った。

ただし、狩猟免許所持者の高齢化は依然として進行しており、平成27年度には60代以上が74%を占め、有害鳥獣捕獲班員の確保が難しくなっている地域もある。

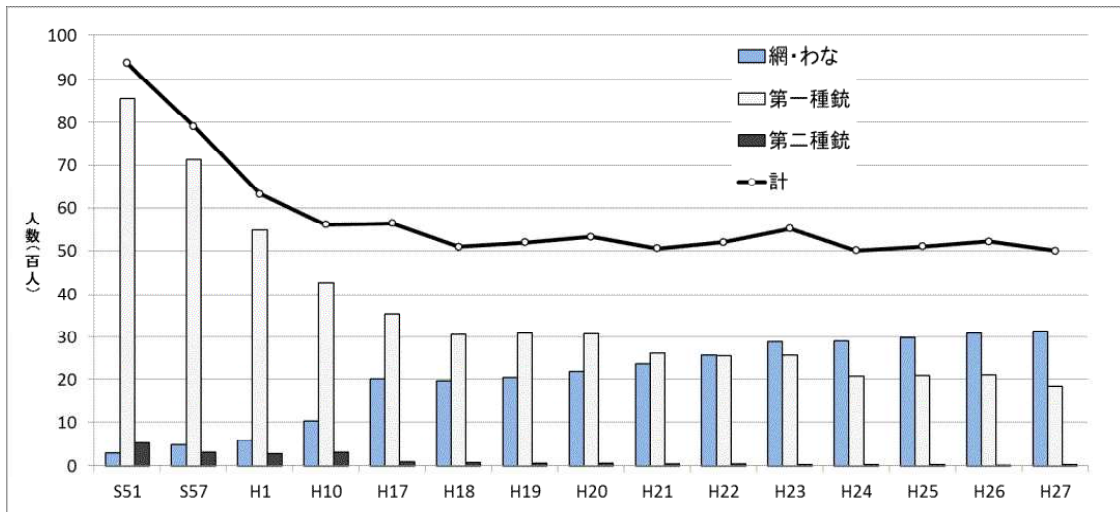


図4 狩猟免許取得者数の推移

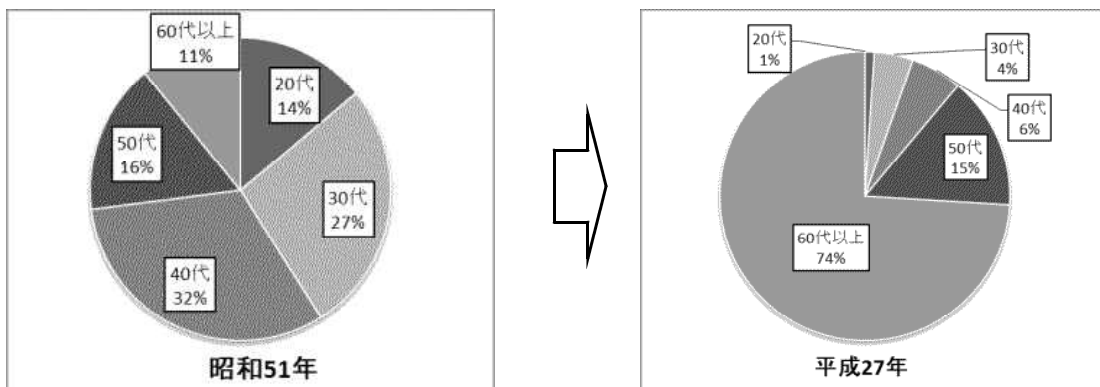


図5 狩猟免許取得者の年齢別構成の比較

③被害及び被害防除状況

1) 被害状況

平成元年以降、イノシシによる農林業被害額は年々増加し、平成12年にピークの2億9千万円となった。その後は減少に転じたものの、この5年間の農林業被害額は1億6千万円前後で推移しており、農林業被害を訴える声は依然として大きい。

農林業被害額のうち、約86%を農業被害額が占め、作物別では水稻の被害が最も大きく、野菜、いも類、果樹の割合も高い。林業被害は、若齢造林地の掘り起こしや泥浴び後の擦りつけ、タケノコの掘り起こしの他、椎茸ホダ木の押し倒しなどの被害が発生している。(表3)

表3 イノシシによる農林業被害金額の推移

(単位:千円)

被害区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27
農業被害	159,028	132,038	120,547	144,732	130,323	131,429
林業被害	24,054	31,042	27,093	22,425	18,678	19,191
その他被害	9,039	6,006	2,507	1,339	1,701	2,088
計	192,121	169,086	150,147	168,496	150,702	152,708

2) 被害防止状況

イノシシによる被害を防止するため、国庫補助や県単独補助を活用した防護柵の設置を推進している(表4)。

表4 直近5カ年間の被害防除実施状況

単位:km

年度	柵種類	H23	H24	H25	H26	H27	
県単事業	電気柵	598	641	499	452	249	
	トタン柵	4	7	4	6	3	
	鉄線柵等	6	14	17	15	29	
国庫事業	農村基盤整備	金網柵	32	114	29	20	7
	交付金事業	ハード事業 (金網柵が主)	374	482	423	536	374

(2) 管理の目標

①管理地域区分

管理は地域個体群で行うのが基本であるが、本県ではイノシシの分布が連続しており、被害も全県下に及んでいることから、全県を一つの管理区分とする。

②管理目標

イノシシについては、生息密度や個体数を推定する実用的な方法が確立されていないことから、個体数を管理目標とするのではなく、農林業被害額を管理の目標として

いる。現状では、農林業被害が依然として深刻な状況で推移しており、前期計画目標である8千万円以下を達成していないことから、目標を据え置くこととする。

【目 標】

イノシシによる農林業被害額を8千万円以下に抑えることを管理目標とする。

なお、目標達成期限は、本計画の終期である平成34年3月までとし、本計画実施後にモニタリングの結果などにより、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

①基本方針

イノシシによる農林業被害を防止するため、「狩猟者確保対策」、「予防（集落環境）対策」、「捕獲対策」、「獣肉利活用対策」の4つの対策を柱として、総合的な対策を推進する。

特に、潜み場を無くし、守るべき農地を防護柵で囲み、併設する箱わなで農作物を荒らす里に居着いたイノシシを捕獲する取組を推進し、集落をエサ場としない「鳥獣から農作物を守る集落」の育成を強化する。

②管理体制の構築

イノシシの管理計画の目標を達成するために、以下の項目を実施する。

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画に沿った施策の実行
- 2) 捕獲状況、被害状況などの調査
- 3) 専門家で構成される特定鳥獣保護管理検討委員会における、調査結果の分析、施策の評価
- 4) 評価結果の第二種特定鳥獣管理計画への反映

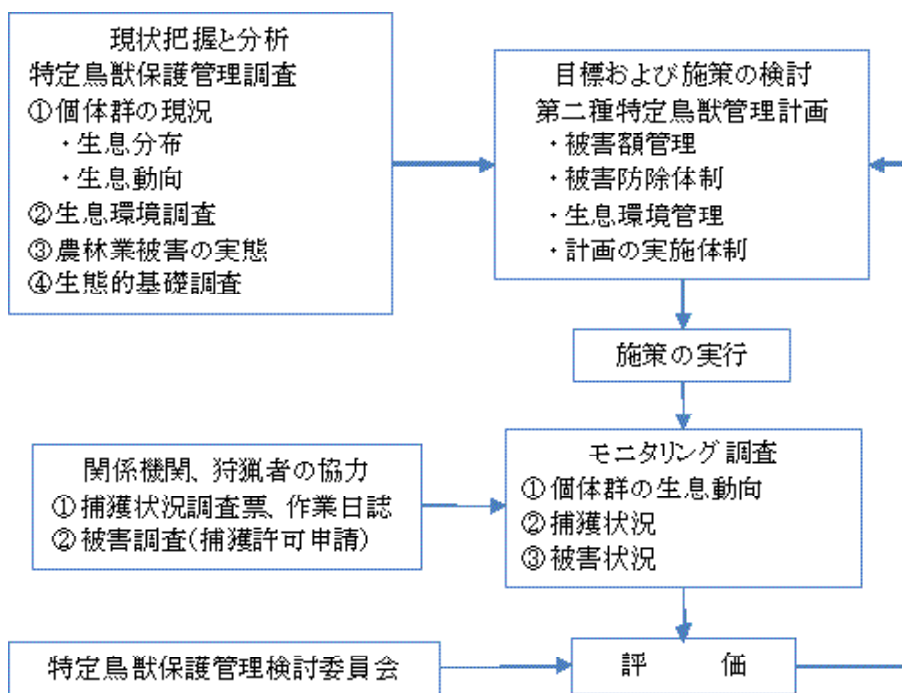


図6 第二種特定鳥獣管理体制

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲計画

農林業被害軽減のため、狩猟における規制緩和を継続し、狩猟における捕獲の推進を図るとともに、有害鳥獣捕獲を推進する。

ただし、イノシシは繁殖率が高いため、捕獲を効果的に行うことが重要であることから、有害鳥獣捕獲の実施においては以下のことに留意する。

- ①被害が発生した場所、若しくはその場所に近い地域で捕獲を行うことを徹底する。
- ②イノシシによる被害状況や捕獲位置などの情報を収集・分析し、効果的な捕獲を推進する。
- ③成獣を含めた群れごとの捕獲、箱わなによる捕り逃がしの防止を徹底することにより、箱わなに侵入しない学習個体の発生を抑制する。

(2) 個体数調整捕獲の具体的施策

①有害鳥獣捕獲体制の整備

捕獲班の編成にあたっては、農林業の被害発生時には、迅速かつ的確に出動できる体制の整備を推進する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に定められる有害鳥獣被害対策実施隊による捕獲を推進するとともに、農林業者による自衛を目的とした捕獲体制を整備するよう努める。

また、捕獲を効率的に実施するため、市町村と連携し、狩猟者団体・農林業関係団体等と、集落や地域住民との情報の共有化を図る。

②被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進

農林業被害が常習的な地域においては、過去3年間の被害状況に基づく被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）を推進し、被害の未然防止に努めるとともに個体数の減少を図る。

③狩猟における規制緩和

1) 狩猟期間の延長

イノシシによる被害は依然として高く、目標を達成していないため、前計画と同様に狩猟期間の始期を0.5ヶ月早め、終期を1ヶ月伸ばし、11月1日から翌年3月15日までの4.5ヶ月を狩猟期間とする。

2) 禁止する猟法の一部解除

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条の規定により、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるイノシシ等の狩猟は禁止されているが、この規制の目的は、輪の直径を小さくすることで捕獲率を下げ、大型獣、特にツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものである。

しかし、本県においてはツキノワグマの生息は確認されていないことから、くくりわなによるイノシシの捕獲率向上のため、従来どおり輪の直径が12cmを超え

るくくりわなによるイノシシの狩猟を可能とする。

3) 特例休猟区における第二種特定鳥獣の可猟化

第12次鳥獣保護管理事業計画において、特例休猟区に指定された区域については、第二種特定鳥獣であるイノシシの狩猟を可能とする。

【狩猟規制緩和】

- ①イノシシの狩猟期間を4.5カ月とする（毎年11月1日～翌3月15日）
- ②輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるイノシシの捕獲を可能とする
- ③特例休猟区の制度を活用し、イノシシの狩猟を可能とする

④捕獲の担い手の育成

狩猟者の確保・育成を図るため、新たに狩猟免許試験申請・更新や狩猟者登録に係る手数料の免除、わなによる有害鳥獣捕獲の場合の狩猟税を不要とする措置を実施するとともに、若者や自衛隊OB等を対象に、狩猟の基礎知識を学び興味をもってもらうためのセミナーの開催、市町村や狩猟者関係団体と連携した狩猟免許取得のための講習会の開催、狩猟免許試験の回数増加、狩猟免許取得後のスキルアップを図るための研修に取り組む。

⑤効率的な捕獲方法の普及

新規の狩猟免許取得者を対象に、スキルアップを図るための研修会を開催し、捕獲技術や安全な止め刺し技術等の向上を図る。

(3) 捕獲数管理

個体数管理を適切に実施していくため、市町村および狩猟者の協力を得て、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲及び狩猟における捕獲状況を調査し、捕獲数を管理するものとする。

7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

国立・国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等が多数設定されており、一定の保護は図られているものと思われる。

今後は、イノシシの潜み場所となり得る耕作放棄地等の解消や、イノシシの餌付けとなり得る放任果樹や作物残渣等の撤去等により、本来臆病であるイノシシが集落から山へ戻るような環境整備を推進する。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

(1) 集落ぐるみで実施する農林業被害対策

農林業被害軽減のためには、個人毎ではなく集落全体で対策を行うことが効果的であるため、集落ぐるみで潜み場を無くし、守るべき農地を防護柵で囲み、併設する箱わなで農作物を荒らす里に居着いたイノシシを捕獲する取組を推進し、集落をエサ場としない「鳥獣から農作物を守る集落」の育成を強化する。

(2) 獣肉利活用対策

捕獲したイノシシの肉を地域資源として活用するため、県産ジビエのブランド化に向けた検討を行うとともに、解体等における適切な衛生管理体制の整備、県内大型処理加工施設への出荷拡大、県内量販店への販売促進等に取り組み、ジビエの普及を促進する。

(3) モニタリング

イノシシについては、生息密度や個体数を推定する実用的な方法が確立されていないことから、捕獲頭数、農林業被害額・面積、被害防止対策の実施状況等の調査結果により状況を把握し、適切な捕獲対策、被害防止対策を推進する。

(4) 実施体制

①大分県鳥獣被害対策本部

県庁内関係課室及び市町村、関係機関、関係団体と連携を図りながら、適切な対策を検討するとともに、大分県鳥獣被害現地対策本部に対する指導及び支援を行う。

(図7)

②大分県鳥獣被害現地対策本部

県振興局の農業部門と林業部門とが連携し、各市町村や関係団体と一体となって、被害防止対策や捕獲対策の指導等を行う。

③市町村鳥獣被害防止対策協議会

市町村は、関係団体及び地域住民等で構成する対策協議会を設置し、被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備や集落ぐるみの被害防除対策を推進する。

④評価機関・諮問機関

計画の作成・改訂にあたっては、評価機関である特定鳥獣保護管理検討委員会において、学識経験者等専門家の助言を受けながら、具体的な対策等を検討・評価する。

また、諮問機関である環境審議会（鳥獣部会）の意見を求める。

⑤関係県等との連携

本県と隣接する関係県と連携し、分布状況、被害状況及び被害対策の実施状況等の情報を交換し、連携して対策を検討する。

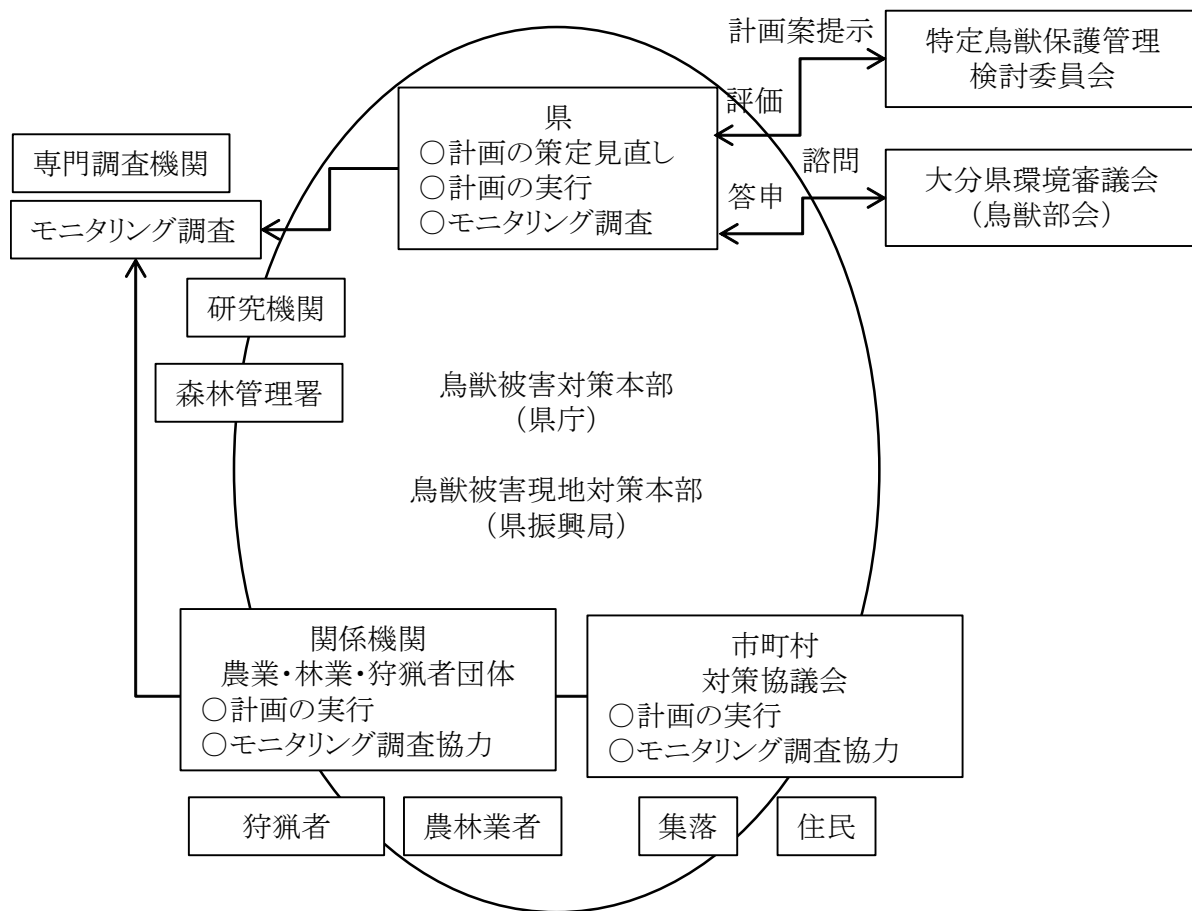


図 7 第二種特定鳥獣管理実施体制